

令和 8 年 度

安 城 市 予 算 書



(参考)

## 令和8年度安城市予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
<b>一 般 会 計</b>	<b>85,780,000</b>	<b>83,360,000</b>	<b>2,420,000</b>
<b>特 別 会 計</b>	<b>31,817,000</b>	<b>30,572,000</b>	<b>1,245,000</b>
国民健康保険事業	15,362,000	15,003,000	359,000
土地取得	4,000	1,000	3,000
有料駐車場事業	259,000	238,000	21,000
介護保険事業	12,521,000	11,957,000	564,000
後期高齢者医療	3,671,000	3,373,000	298,000
<b>企 業 会 計</b>	<b>11,822,000</b>	<b>11,715,000</b>	<b>107,000</b>
水道事業	5,891,000	4,921,000	970,000
下水道事業	5,931,000	6,794,000	△863,000
<b>合 計</b>	<b>129,419,000</b>	<b>125,647,000</b>	<b>3,772,000</b>

(参考)

## 歳入歳出予算構成表

### 一般会計

#### 歳入

(単位：千円)

科目	本年度	構成比(%)	前年度	構成比(%)	増減
5 市 税	43,006,601	50.1	41,835,301	50.2	1,171,300
10 地方譲与税	520,000	0.6	548,000	0.6	△28,000
15 利子割交付金	110,000	0.1	24,000	0.0	86,000
20 配当割交付金	370,000	0.4	320,000	0.4	50,000
25 株式等譲渡所得割交付金	410,000	0.5	280,000	0.3	130,000
26 法人事業税交付金	800,000	0.9	800,000	1.0	0
30 地方消費税交付金	5,700,000	6.6	5,200,000	6.2	500,000
36 環境性能割交付金	10,000	0.0	160,000	0.2	△150,000
40 地方特例交付金	392,000	0.5	267,000	0.3	125,000
45 地方交付税	10,000	0.0	10,000	0.0	0
50 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0	22,000	0.0	0
55 分担金及び負担金	218,939	0.3	222,694	0.3	△3,755
60 使用料及び手数料	1,178,740	1.4	1,002,945	1.2	175,795
65 国庫支出金	12,757,026	14.9	12,890,077	15.5	△133,051
70 県支出金	6,249,225	7.3	5,676,417	6.8	572,808
75 財産収入	473,375	0.6	218,478	0.3	254,897
80 寄附金	310,000	0.4	250,000	0.3	60,000
85 繰入金	6,150,369	7.2	6,152,091	7.4	△1,722
90 繰越金	1,500,000	1.7	1,500,000	1.8	0
95 諸収入	2,688,725	3.1	2,896,997	3.5	△208,272
99 市債	2,903,000	3.4	3,084,000	3.7	△181,000
歳入合計	85,780,000	100.0	83,360,000	100.0	2,420,000

歳 出

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構 成 比 (%)	前 年 度	構 成 比 (%)	増 減
5 議 会 費	422,080	0.5	415,540	0.5	6,540
10 総 務 費	9,220,274	10.7	7,851,220	9.4	1,369,054
15 民 生 費	34,601,052	40.3	33,088,205	39.7	1,512,847
20 衛 生 費	8,495,834	9.9	7,567,202	9.1	928,632
25 労 働 費	107,752	0.1	99,171	0.1	8,581
30 農 林 水 産 業 費	2,446,059	2.9	2,116,901	2.5	329,158
35 商 工 費	1,098,346	1.3	1,163,193	1.4	△64,847
40 土 木 費	10,709,950	12.5	10,381,982	12.4	327,968
45 消 防 費	2,773,521	3.2	2,545,031	3.0	228,490
50 教 育 費	13,105,982	15.3	15,234,503	18.3	△2,128,521
55 災 害 復 旧 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
60 公 債 費	2,699,149	3.1	2,797,051	3.4	△97,902
65 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0
70 予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
歳 出 合 計	85,780,000	100.0	83,360,000	100.0	2,420,000



令和8年度

安城市一般会計予算



## 第30号議案

### 令和8年度安城市一般会計予算について

令和8年度安城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,780,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		43,006,601
	5 市民税	18,325,300
	10 固定資産税	20,001,000
	15 軽自動車税	523,201
	20 市たばこ税	1,350,000
	27 入湯税	8,200
	30 都市計画税	2,798,900
10 地方譲与税		520,000
	10 自動車重量譲与税	400,000
	20 地方揮発油譲与税	100,000
	30 森林環境譲与税	20,000
15 利子割交付金		110,000
	5 利子割交付金	110,000
20 配当割交付金		370,000
	5 配当割交付金	370,000
25 株式等譲渡所得割交付金		410,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	410,000
26 法人事業税交付金		800,000
	5 法人事業税交付金	800,000
30 地方消費税交付金		5,700,000
	5 地方消費税交付金	5,700,000
36 環境性能割交付金		10,000
	5 環境性能割交付金	10,000
40 地方特例交付金		392,000
	5 地方特例交付金	384,000
	15 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	8,000

(単位：千円)

款	項	金額
45 地方交付税		10,000
	5 地方交付税	10,000
50 交通安全対策特別交付金		22,000
	5 交通安全対策特別交付金	22,000
55 分担金及び負担金		218,939
	5 負担金	218,939
60 使用料及び手数料		1,178,740
	5 使用料	693,060
	10 手数料	485,680
65 国庫支出金		12,757,026
	5 国庫負担金	10,030,402
	10 国庫補助金	2,687,778
	15 委託金	38,846
70 県支出金		6,249,225
	5 県負担金	3,399,653
	10 県補助金	2,301,915
	15 委託金	539,157
	20 県交付金	8,500
75 財産収入		473,375
	5 財産運用収入	303,169
	10 財産売払収入	170,206
80 寄附金		310,000
	5 寄附金	310,000
85 繰入金		6,150,369
	5 特別会計繰入金	65,414
	10 基金繰入金	6,084,955
90 繰越金		1,500,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 繰越金	1,500,000
95 諸収入		2,688,725
	5 延滞金、加算金及び過料	17,000
	10 市預金利子	6,000
	15 貸付金元利収入	203,010
	25 雑入	2,462,715
99 市債		2,903,000
	5 市債	2,903,000
	歳 入 合 計	85,780,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議会費		422,080
	5 議会費	422,080
10 総務費		9,220,274
	5 総務管理費	7,657,965
	10 徴税費	684,527
	15 戸籍住民基本台帳費	516,858
	20 選挙費	293,492
	25 統計調査費	14,137
	30 監査委員費	53,295
15 民生費		34,601,052
	5 社会福祉費	14,904,385
	10 児童福祉費	18,108,882
	15 生活保護費	1,586,285
	20 災害救助費	1,500
20 衛生費		8,495,834
	5 保健衛生費	3,400,035
	10 環境費	4,728,140
	15 水道事業費	367,659
25 労働費		107,752
	5 労働諸費	107,752
30 農林水産業費		2,446,059
	5 農業費	2,446,059
35 商工費		1,098,346
	5 商工費	1,098,346
40 土木費		10,709,950
	5 土木管理費	445,536
	10 道路橋りょう費	2,956,525

(単位：千円)

款	項	金額
	15 河川費	516,235
	20 都市計画費	4,924,077
	25 下水道事業費	1,236,854
	30 住宅費	630,723
45 消防費		2,773,521
	5 消防費	2,773,521
50 教育費		13,105,982
	5 教育総務費	1,807,898
	10 小学校費	2,269,363
	15 中学校費	650,690
	20 幼稚園費	280,500
	25 社会教育費	4,026,479
	30 保健体育費	4,071,052
55 災害復旧費		50,000
	5 公共施設災害復旧費	50,000
60 公債費		2,699,149
	5 公債費	2,699,149
65 諸支出金		1
	5 普通財産取得費	1
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		85,780,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	25 社会教育費	国登録有形文化財旧神谷家改修事業	175,600 千円	令和8年度	105,100 千円
				令和9年度	70,500

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
市長車借上事業（令和8年度契約分）	令和8年度～令和14年度	7,500 千円
発展祭事業	令和8年度～令和9年度	1,000
広報あんじょう発行事業	令和8年度～令和9年度	90,000
会計年度任用職員等労務管理事業	令和8年度～令和9年度	2,000
公共施設等総合管理計画等改訂事業	令和8年度～令和9年度	9,000
マイクロバス購入事業	令和8年度～令和9年度	15,000
テレビ電話通訳及び電話通訳事業	令和8年度～令和9年度	6,700
多文化共生推進活動事業	令和8年度～令和9年度	1,500
国内団体交流事業	令和8年度～令和9年度	500
市民協働推進事業	令和8年度～令和9年度	3,000
防犯カメラ整備事業（令和8年度設置・更新分）	令和8年度～令和13年度	106,000
アンフォーレ開館10周年再整備・記念事業	令和8年度～令和9年度	30,000
市民税賦課事業	令和8年度～令和9年度	500
収納コールセンター事業	令和8年度～令和11年度	78,000
県議会議員選挙管理執行事業	令和8年度～令和9年度	43,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
市議会議員選挙管理執行业	令和8年度～令和9年度	72,000
保育園等検診事業	令和8年度～令和9年度	2,000
一般廃棄物処理基本計画改定事業	令和8年度～令和9年度	3,000
ごみ指定袋等購入事業	令和8年度～令和9年度	65,000
庁車購入事業	令和8年度～令和9年度	12,000
廃棄物再生処理事業	令和8年度～令和9年度	13,000
プラスチック再商品化事業	令和8年度～令和10年度	34,000
ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	令和8年度～令和12年度	110,000
食料・農業・交流基本計画策定事業	令和8年度～令和9年度	4,500
ものづくり研究開発推進事業	令和8年度～令和9年度	20,000
産業空洞化対策事業	令和8年度～令和9年度	391,000
調整池等監視システム改修事業	令和8年度～令和9年度	24,000
シェアサイクル事業	令和8年度～令和12年度	40,000
あんくるバス時刻表発行业	令和8年度～令和9年度	600
あんくるバス運行业（安祥線他4路線）	令和8年度～令和14年度	941,000
あんくるバス運行业（南部線他1路線）	令和8年度～令和12年度	207,000
三河安城駅自由通路改修事業	令和8年度～令和9年度	15,000
市営住宅合併浄化槽保守管理事業	令和8年度～令和9年度	1,400
小中学校施設見学用バス借上事業	令和8年度～令和9年度	12,000

事 項	期 間	限 度 額
日本語初期指導教室事業	令和8年度～令和11年度	72,000
英語指導助手活用事業	令和8年度～令和11年度	310,000
自然教室推進事業	令和8年度～令和9年度	32,000
野外センター活用事業	令和8年度～令和9年度	4,500
教育情報システム運用保守事業	令和8年度～令和13年度	431,000
小中学校空調設備保守管理事業	令和8年度～令和11年度	27,000
小中学校合併浄化槽保守管理事業	令和8年度～令和9年度	2,000
小中学校運搬用自動車借上事業	令和8年度～令和9年度	2,400
公民館エレベーター更新事業	令和8年度～令和9年度	213,000
市民公募文化事業	令和8年度～令和9年度	2,000
芸術鑑賞会事業	令和8年度～令和9年度	5,000
市民ギャラリーエレベーター更新事業	令和8年度～令和9年度	91,000
国登録有形文化財旧神谷家改修事業	令和8年度～令和9年度	4,000
児童生徒・教職員各種検診事業	令和8年度～令和9年度	30,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
三河安城交流拠点推進事業	300,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育園等改修事業	106,000			
幹線道路長寿命化推進事業	36,000			
東端城ヶ入線他道路整備事業	19,000			
新明東栄線他道路整備事業	87,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	40,000			
堀内桜井8号線他道路整備事業	58,000			
塔元大橋線道路整備事業	124,000			
南安城横山線道路整備事業	36,000			
駅前中央通り線道路整備事業	84,000			
北大坪天白線道路整備事業	29,000			
里町2号線他道路整備事業	25,000			
橋りょう新設改良事業	70,000			
河川緊急浚渫推進事業	30,000			
安城駅周辺広場整備事業	45,000			
横山町地内公園整備事業	248,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
公園改修事業	44,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
南明治第一土地区画整理事業	191,000			
小学校施設改修事業	788,000			
中学校施設改修事業	123,000			
公民館施設改修事業	107,000			
市民ギャラリー改修事業	128,000			
本證寺史跡公園整備事業	59,000			
屋外体育施設改修事業	126,000			



令和8年度

安城市国民健康保険事業特別会計予算



### 第31号議案

#### 令和8年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について

令和8年度安城市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

##### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,362,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

##### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

##### (歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 国民健康保険税		3,672,918
	5 国民健康保険税	3,672,918
25 県支出金		10,283,111
	5 県補助金	10,283,111
35 財産収入		2,066
	5 財産運用収入	2,066
40 繰入金		1,152,770
	5 他会計繰入金	1,152,770
45 繰越金		220,000
	5 繰越金	220,000
50 諸収入		31,135
	5 延滞金	16,133
	10 預金利子	1
	15 雑入	15,001
歳 入 合 計		15,362,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		216,832
	5 総務管理費	181,675
	10 徴税費	34,760
	15 運営協議会費	397
10 保険給付費		10,096,784
	5 療養諸費	8,751,579
	10 高額療養費	1,254,471
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	80,034
	25 葬祭諸費	10,500
23 国民健康保険事業費納付金		4,850,746
	5 医療給付費分	3,227,028
	10 後期高齢者支援金等分	1,107,127
	15 介護納付金分	412,833
	20 子ども・子育て支援金分	103,758
25 保健事業費		151,954
	3 特定健康診査等事業費	124,538
	5 保健事業費	27,416
30 基金積立金		2,066
	5 基金積立金	2,066
35 公債費		1
	5 公債費	1
40 諸支出金		23,617
	5 償還金及び還付加算金	23,617
45 予備費		20,000
	5 予備費	20,000
歳 出 合 計		15,362,000



令和8年度

安城市土地取得特別会計予算



第32号議案

令和8年度安城市土地取得特別会計予算について

令和8年度安城市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		3,500
	5 財産運用収入	3,500
10 繰越金		500
	5 繰越金	500
歳 入 合 計		4,000

歳 出

款	項	金額
5 土地開発基金費		4,000
	5 土地開発基金費	4,000
歳 出 合 計		4,000

令和8年度

安城市有料駐車場事業特別会計予算



第 3 3 号議案

令和 8 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について

令和 8 年度安城市の有料駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 9, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

安城市長 三 星 元 人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		250,000
	5 使用料	250,000
12 財産収入		4,547
	5 財産運用収入	4,547
20 繰越金		1,853
	5 繰越金	1,853
25 諸収入		2,600
	5 雑入	2,600
歳 入 合 計		259,000

歳 出

款	項	金 額
5 有料駐車場費		259,000
	5 駐車場費	259,000
歳 出 合 計		259,000

令和8年度

安城市介護保険事業特別会計予算



### 第34号議案

#### 令和8年度安城市介護保険事業特別会計予算について

令和8年度安城市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,521,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星 元 人

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		2,790,001
	5 介護保険料	2,790,001
10 使用料及び手数料		98
	5 手数料	98
15 国庫支出金		2,298,013
	5 国庫負担金	2,121,730
	10 国庫補助金	176,283
20 支払基金交付金		3,179,469
	5 支払基金交付金	3,179,469
25 県支出金		1,652,447
	5 県負担金	1,593,800
	10 県補助金	58,647
30 財産収入		6,719
	5 財産運用収入	6,719
35 繰入金		2,594,249
	5 一般会計繰入金	2,146,375
	10 基金繰入金	447,874
40 繰越金		1
	5 繰越金	1
45 諸収入		3
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 預金利子	1
	15 雑入	1
歳 入 合 計		12,521,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		426,824
	5 総務管理費	243,880
	10 徴収費	16,412
	15 介護認定審査会費	159,552
	20 趣旨普及費	682
	25 計画策定委員会費	6,298
10 保険給付費		11,432,400
	5 介護サービス等諸費	10,390,000
	10 介護予防サービス等諸費	520,000
	15 その他諸費	7,000
	20 高額介護サービス等費	309,000
	23 高額医療合算介護サービス等費	55,400
	25 特定入所者介護サービス等費	151,000
15 地域支援事業費		582,789
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	409,538
	10 一般介護予防事業費	3,152
	15 包括的支援事業費・任意事業費	169,299
	20 その他諸費	800
25 基金積立金		6,719
	5 基金積立金	6,719
35 諸支出金		72,268
	5 償還金及び還付加算金	6,854
	10 繰出金	65,414
歳 出 合 計		12,521,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連帳票印刷封入封緘事業	令和8年度～令和9年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 11,000
認知症高齢者見守り事業	令和8年度～令和9年度	900

令和8年度

安城市後期高齢者医療特別会計予算



第35号議案

令和8年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について

令和8年度安城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,671,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		3,207,000
	5 後期高齢者医療保険料	3,207,000
10 繰入金		441,282
	5 一般会計繰入金	441,282
15 繰越金		16,000
	5 繰越金	16,000
20 諸収入		6,718
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 償還金及び還付加算金	6,717
歳 入 合 計		3,671,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		28,170
	5 徴收費	28,170
10 後期高齢者医療広域連合納付金		3,636,113
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	3,636,113
15 諸支出金		6,717
	5 償還金及び還付加算金	6,717
歳 出 合 計		3,671,000

令和8年度

安城市水道事業会計予算



### 第36号議案

#### 令和8年度安城市水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和8年度安城市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	80,700 戸
(2) 年間総配水量	19,470,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	53,342 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設拡張工事費	1,014,130 千円
配水管布設等工事費	791,860 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,669,000 千円
第10項 営業収益	3,213,188 千円
第20項 営業外収益	455,810 千円
第30項 特別利益	2 千円

支出

第2款 水道事業費用	3,563,000 千円
第10項 営業費用	3,485,855 千円
第20項 営業外費用	74,635 千円
第30項 特別損失	2,410 千円
第99項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,504,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,326,940千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額177,060千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	824,000 千円
第10項 企 業 債	300,000 千円
第20項 一般会計出資金	205,195 千円
第30項 他会計負担金	61,000 千円
第40項 工事負担金	184,229 千円
第50項 国県支出金	73,566 千円
第60項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第4款 資本的支出	2,328,000 千円
第10項 建設改良費	2,270,548 千円
第50項 企業債償還金	57,452 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
地震防災施設 緊急整備事業	千円 300,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費 307,150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、55,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人



令和8年度

安城市下水道事業会計予算



### 第37号議案

#### 令和8年度安城市下水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和8年度安城市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	151,000 人
(2) 年 間 総 処 理 水 量	17,008,000 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	46,600 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備工事費	506,556 千円
ポンプ場整備工事費	369,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,577,000 千円
第10項 営 業 収 益	2,044,285 千円
第20項 営 業 外 収 益	1,525,712 千円
第30項 特 別 利 益	7,003 千円

支 出

第2款 下水道事業費用	3,496,000 千円
第10項 営 業 費 用	3,280,025 千円
第20項 営 業 外 費 用	213,875 千円
第30項 特 別 損 失	2,000 千円
第99項 予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,400,000千円は、当年度分損益勘定留保資金1,331,181千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,819千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	1,035,000 千円
第10項 企業債	405,200 千円
第20項 一般会計出資金	268,547 千円
第40項 受益者負担金	21,273 千円
第50項 国県支出金	339,980 千円

支 出

第4款 資本的支出	2,435,000 千円
第10項 建設改良費	1,386,805 千円
第50項 企業債償還金	1,048,195 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 資本的支出	10 建設改良費	広美中継ポンプ場電気及び機械設備更新事業	555,000 千円	令和8年度	222,000 千円
				令和9年度	333,000 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城市水洗便所改造資金貸付引受金融機関に対する利子補給	融資年度から償還終了の年度まで	千円 安城市水洗便所改造資金を融資した取扱金融機関に対する当該融資に係る利子相当額
下水道経営戦略改定事業	令和8年度～令和9年度	10,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 340,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	64,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

213,192千円

令和8年2月27日提出

安城市長 三星元人

